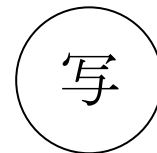


令和5年（2023年）3月23日開会

令和5年（2023年）第5回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和5年3月23日（木）第5回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	前 川 佳 之
委 員	堀 村 佳奈子
委 員	堀 井 孝 容
委 員	水 上 明 美

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	小 田 佐衣子
教 育 政 策 課 長	辻 田 新 一
学 務 課 長	中 坂 有 希
施 設 課 長	浅 野 貴 士
社会教育振興課長	吉 崎 幸 司
社会教育振興課参事	高 橋 陽 介
歴 史 文 化 財 課 長	木 下 典 子
中 央 図 書 館 長	吉 田 典 子
学 校 教 育 部 長	青 木 次 郎
学校教育推進課長	梶 西 学
教 職 員 課 長	栗 生 勝 弘
教育センター所長	新 川 正 知
こども育成部長	山 寄 剛 一
保育幼稚園総務課長	中 路 洋 平

◆ 署名委員

委 員	堀 村 佳奈子
-----	---------

(令和5年3月23日(木)、午後2時00分)

議事日程 (令和5年第5回茨木市教育委員会定例会)

(於：南館6階会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	報告1	令和5年度 教育費予算について	
6	12	茨木市教育委員会事務局設置に関する規則等の一部改正について	
7	13	茨木市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	
8	14	茨木市教育委員会事務局文書規則の一部改正について	
9	15	茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市教育委員会規則の廃止について	
10	16	茨木市教育委員会公印規則の一部改正について	
11	17	茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について	
12	18	茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について	
13	19	茨木市教育施設等使用条例施行規則の一部改正について	
14	20	職員人事について	

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

ただいまから令和5年第5回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、委員会を傍聴したいという申出がありますので、ここで入室していただきます。

それでは、入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は堀井委員から欠席届をいただいております、4名でありまして、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、堀村委員をご指名申し上げますので、よろしくお願いたします。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和5年第1回茨木市教育委員会臨時会会議録(案)」及び「令和5年第2回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」について、お諮りいたします。

これでよろしいですか、異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。「令和5年第1回茨木市教育委員会臨時会会議録(案)」及び「令和5年第2回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」については承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

小田教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、何かご質問はございませんか。どうでしょうか。

前川委員

土曜科学教室で、啓林館の大内さん、高塚さんを講師という記載があるのですが、啓林館というのはどういう団体というか、どういう組織でしょうか。

新川教育センター所長

啓林館という団体ですけれども、理科の教科書を発行している会社となっております。実際に、2年前にもこの団体さん、土曜科学教室を通じまして、いろいろ啓発活動をされておられますので、理科の実験に詳しい方々にお越しいただいたという形になります。

岡田教育長

はい、よろしいですか。ほか、どうでしょうか。

堀村委員

6番の青少年健全育成研修会ですけれども、これはオンラインでも併用されていて、オンラインの方が52人の参加ということなので、来年以降もコロナとか関係なく、このほうが受講しやすいというご意見がありましたら、ぜひ継続してやっていただけ

ればと思います。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、「諸般の報告」を終わります。

議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時 5分）

再 開（14時 7分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第5 報告第1号「令和5年度教育費予算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

令和5年度教育費予算につきまして、市長に申し入れを行い、それらを含む予算案がまとまりましたので、ご報告いたします。

令和5年度予算につきましては、「豊かさ・幸せが実感できる次なる茨木」をさらに進めていくことを踏まえ、『今』と『将来』への取組として、コロナ禍や災害に対応できる安全・安心のまちづくり、豊かさ・幸せを実感できるまちづくり、まちづくりを支える「財政の健全性」の確保の実現を基本に据え、教育行政の一層の充実・向上を図るため、効果的な予算の確保に努めたところでございます。

予算の概要でございますが、お手元の資料の1ページをご覧ください。まず、市全体の歳入合計は1,112億円でありまして、前年度と比較し35億1,000万円、3.3%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」の整備や、ごみ処理施設の長寿命化工事による繰入金、法人事業税交付金の増によるものです。

続きまして、歳出予算であります。資料の2ページをご覧ください。市全体の歳出

合計は1,112億円で、そのうち教育費につきましては、歳出予算総額が125億2,788万4,000円でありまして、前年度と比較し32億7,358万4,000円、35.4%の増となっております。増額の主な要因といたしましては、教職員用端末の最適化、小・中学校体育館の空調設備の整備、中学校給食センターの整備に係る費用の増等でございます。

続きまして、3ページから5ページまでは「当初予算の主な内容」、6ページは「新型コロナウイルス感染症対策に係る対応経費について」でございます。

説明は、以上でございます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。

前川委員

3ページですが、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについては拡充されるということで、我々教育委員も、市長にも要望もしてきましたので、拡充されたということで非常にありがたいと思います。

せっかく拡充されたということですから、しっかり活用いただき、課題解決に向けて対応のほうをお願いしたいと思います。また、いじめ問題等がどういう形で解決したかといった実績のほうもしっかり押さえていただいて、来年度以降も拡充されるように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

水上委員

3ページの13番の市民による常勤講師の確保ということですが、通級指導教室増設に対応するため常勤講師を確保するというところで、何人ぐらい増になりましたか。すみませんが、教えてください。

粟生教職員課長

次年度に向けて通級指導教室対応加配として、新たに小学校で12人、中学校で6人の加配を要望しました。その結果、全てが認められましたので、今回、この市費による常勤講師の確保という予算は、執行の見込みはありません。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほかにご質疑ございませんか、よろしいですか。

これもちまして、「令和5年度教育費予算について」の報告を終わります。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩（14時12分）

再 開（14時13分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第6 議案第12号「茨木市教育委員会事務局設置に関する規則等の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第12号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、国家公務員の人事給与制度に準じ、より職務及び職責に応じた制度を構築し、職員の意欲向上等に資するため、本市において一般職の職員の給与に関する条例が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、人事給与制度の見直しに係る改正内容といたしまして、職員等の補職名に、「特に高度な専門性、職務経験を有する職」として審議監、統括専門監及び専門監を、「特定の専門分野における業務執行等を主体的に行う職」として上級専門主事及び専門主事を、また、職員の定年年齢引き上げに伴い、管理監督職員が60歳に達した翌年度以降に降任後、スタッフ職となる場合の補職名として上席主幹及び上席副主幹を新設することに伴い、茨木市教育委員会事務局設置に関する規則、茨木市教育委員会事務

局庶務規則、茨木市教育センター規則、茨木市教育委員会事務局庶務規則、茨木市立青少年センター処務規則、茨木市立図書館処務規則、茨木市立青少年野外活動センター庶務規則の7規則においては、各規則に規定されている職員の補職名及び各職員の職務の整理を行い、茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則においては、部長が専決事項として命令等を行うことができる職員の範囲の整理を行います。

最後に、附則といたしまして、令和5年4月1日から施行する旨を定めております。なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました、これより質疑を行います。

前川委員

これについては全庁的に職の設置について見直しが行われたので、教育委員会においても所要の改正をするというふうに理解してよろしいでしょうか。

辻田教育政策課長

一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、教育委員会に関連する7規則につきましても所要の改正を行うものでございますので、委員おっしゃったとおりでございます。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。よろしいですか。

水上委員

この職名については、例えば兼務とか、そういったことはあり得るのでしょうか。例えば、課長代理兼専門監とか、そういったことはないということですか。

辻田教育政策課長

今後どうなるかということは、若干不透明な部分もございます。一般職の関係で、市

のほうが条例提案をし、4月1日から施行いたしますが、教育委員会が今、委員おっしゃったことも含めまして新たな職を設けるかということよりも、市のほうが改正したので、それに準じた形で改正をさせていただくという状況でございますので、そういったことも踏まえて、今後どうなっていくのだろうなということは、見守っていきたいというふうには考えています。

岡田教育長

よろしいですか。ほか、どうでしょうか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。これでよろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時18分)

再 開（１４時１８分）

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第７ 議案第１３号「茨木市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第１３号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、市における人事給与制度の見直しに伴う職員の補職名の新設及び各所属における分掌事務について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、まず、教育委員会の部、課及び係に設置できる職として、審議監、統括専門監、及び、その他必要な職を追記します。

次に、各所属における分掌事務に関する改正として、まず教育政策課の分掌事務から、「市民総合センター内の関係施設との連絡調整に関すること」を削除します。

次に、現在整備・運営に向けて事務を進めております中学校給食センターに関し、地方自治法第１８０条の２の規定に基づき、教育委員会職員が補助執行をしております、市長の附属機関である「茨木市中学校給食センター整備運営事業者候補者選定委員会」に関する事務について、整備運営事業者候補者の選定が完了し同委員会が廃止されるに伴い、学務課の分掌事務から同委員会に関するものを削除します。なお、今回の廃止に伴い、補助執行についても終了いたします。

次に、学校教育推進課の分掌事務に、「共同学校事務室に関すること」を加えます。

最後に、附則といたしまして、令和５年４月１日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

前川委員

学校教育推進課の、共同学校事務室に関するところが、改正され、追加されるのですが、これについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

梶西学校教育推進課長

後ほどの議案のところでもご説明をさせていただくのですが、今回、法改正、法制化された組織としまして、この共同学校事務室を設置いたします。

内容につきましては、教育委員会が指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、その指定する2以上の学校のうち、いずれか1の学校に共同学校事務室を置いて、この組織運營業務等について、この必要な事項、教育委員会が定めるというものでございます。

以上でございます。

岡田教育長

かみ砕いて言うと、どういうことになるのでしょうか。

梶西学校教育推進課長

失礼いたしました。この共同学校事務室を置くことによりまして、学校事務に係る業務を共同処理することによりまして、適正かつ効率的な事務執行を支援するということを目的としておるものでございまして、この学校事務をそれぞれの共同学校事務室を設置した6つの事務室ごとに小・中学校、連携を図りながら事務処理を行っていくというものでございます。

前川委員

議案第18号のところ、もう少し具体的に質問をしたほうがいいと思います。

岡田教育長

後にしましょうか。

18号で、詳しくやりましょう。簡単に言ったら、ブロックで分けて、そこに、ブロックごとに事務室を置くという、そういう形です。もう、後にしましょうか。

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

休 憩 (14時24分)

再 開 (14時25分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第8 議案第14号「茨木市教育委員会事務局文書規則の一部改正について」
及び日程第9 議案第15号「茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市教育委員会規則の廃止について」を議題といたします。

以上2件は、関連する議案のため、一括して審議をし、個別に採決することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。以上、2件は一括して審議し、個別に採決することといたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第14号及び第15号につきまして、一括して説明を申し上げます。

本件は、これまでは各地方公共団体の条例で定められておりました個人情報の取扱等について、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び国際的な制度調和を図ることを目的として、令和3年に改正された「個人情報の保護に関する法律」の規定が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されることとなり、個人情報保護制度の根拠規定が統一されたこと等から所要の改正を行うものです。

まず、「茨木市教育委員会事務局文書規則」におきましては、規則の規定を現状に即した内容に改めるため、ファクシミリ及び電子メールによる文書の収受の取扱について、所要の改正を行います。

次に、文書廃棄の方法について定める規定において、個人情報の定義として引用しておりました「茨木市個人情報保護条例」を、「個人情報の保護に関する法律」に改めます。

附則といたしまして、文書の収受の取扱に関する改正については公布の日から、個人情報の取扱に関する改正については、令和5年4月1日から施行する旨を定めております。

次に、「茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市教育委員会規則」につきましては、個人情報保護制度の根拠規定が統一化されたことから、規則自体を廃止するものです。

附則といたしまして、第1項では、令和5年4月1日に施行する旨を、第2項では

経過措置として、規則に基づき市に準じて目録を作成しておりました個人情報取扱事務については、新たに市において制定される「茨木市個人情報の保護に関する法律施行細則」の規定に準じ、新たに目録を作成すること及び自己情報開示請求書等、規則廃止前の様式がある場合には、当分の間、その様式を使用することを妨げない旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、各規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

堀村委員

すみません、この文書規則のほうの第16条3項を追加されるということですけど、この前2項の規定にというのは、どういうものだったのでしょうか。ごめんなさい、見ていなかったのです。第16条の3項を追加されて、前2項の規定にかかわらずとあるのですけれども。

辻田教育政策課長

16条第3項でございますが、今回の個人情報の保護に関する部分についての修正に基づいて整理をいたしましたところ、この部分について、本来、このような規定を設けておかなければならなかった状態でございますが、それが設けておれなかったという事実が判明しまして、今回、個人情報の保護に関する改正とともに、整理を行わせていただいたということでございます。

堀村委員

分かりました。ごめんなさい、16条の2に、そのファクシミリと電子メールの利用による文書の收受について、1項、2項が定めてあると思うのですけれども、それはどのような内容か、条文を読んでいただいても大丈夫でしょうか。

辻田教育政策課長

すみません、ちょっと手元に資料がないので。

岡田教育長

休憩します。

休 憩（１４時３０分）

再 開（１４時３１分）

岡田教育長

再開いたします。

辻田教育政策課長

すみません、第１６条の１項でございますが、ファクシミリに着信した電磁的記録、または電子計算機により受信した電子メールの内容は速やかに出力し、紙に記録するものとする。この場合において、記録がなされた紙は、到達した紙文書とみなし、收受の処理を行うものとする。第２項でございますが、前項の規定にかかわらず、電子計算機により受信した電子メールの内容を文書管理システムに電磁的に記録として記録することができるものについては、主管課長は電磁的記録を到達した電子文書とみなして收受の処理を行うことができる、と定めております。

堀村委員

分かりました、ありがとうございます。そのまた例外規定を設けているということですね。理解しました、ありがとうございました。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。もう、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

（各委員「異議なし」の発言あり）

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

まず、議案第14号「茨木市教育委員会事務局文書規則の一部改正について」をお諮りいたします。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「茨木市個人情報保護条例の施行に関する茨木市教育委員会規則の廃止について」をお諮りいたします。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号「茨木市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第16号につきまして、説明申し上げます。

本件は、公印の印影印刷の取扱について柔軟に対応できるようにするため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、茨木市教育委員会からの通知や教育委員会が所管する各施設の使用許可書等に公印の印影を印刷する場合において、必要があるときは当該公印の印影を縮小または拡大することができるようにするものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時35分)

再 開 (14時35分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第11 議案第17号「茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青木学校教育部長

議案第17号につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期職員に最大限活躍してもらうことを目的として、地方公務員法が改正され、定年年齢の段階的な引き上げとともに、高齢期における多様な職業生活設計の支援等を図るための制度が設けられたことに伴い、大阪府において「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第2条及び第4条にある「再任用短時間勤務職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日から適用する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、「茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」新旧対照表を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。どうでしょうか、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時38分)

再 開 (14時38分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第12 議案第18号「茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

青木学校教育部長

議案第18号について、ご説明いたします。

本件は、共同学校事務室を設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定を踏まえ、茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するものでございます。

詳細については、学校教育推進課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

梶西学校教育推進課長

議案第18号について、補足説明いたします。

本市では、平成26年度に茨木市小学校及び中学校事務共同実施要綱を策定し、市内全中学校ブロックにおいて学校事務職員の相互連携による学校事務共同実施により、学校事務の平準化や事務の効率化による負担軽減、事務職員の組織体制確立等を進めてまいりました。今回の規則改正により、法制化された組織として共同学校事務室を設置し、これまでの取組をさらに推進してまいりたいと考えております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4には、教育委員会は教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうち、その指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として当該指定する2以上の学校のうち、いずれか1の学校に共同学校事務室を置くことができると規定されており、茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議決をお願いするものでございます。

改正の内容は、共同学校事務室について、第4条の7として、教育委員会はその指定する2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として当該指定する2以上の学校のうち、いずれか1の学校に共同学校事務室（地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室をいう。以下同じ。)を置く。2、共同学校事務室の組織、運営、業務等について必要な事項は、教育委員会が別に定める、を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行する旨、定めております。

なお、参考資料といたしまして、平成29年3月31日付、文部科学事務次官通知、関係法令、茨木市共同学校事務室設置要綱(案)を添付しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

前川委員

今までは、茨木市共同学校事務室設置要綱(案)に基づいてやってきたのを、今回は、この管理運営に関する規則の一部を改正して共同学校事務室というのを位置づけたと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

梶西学校教育推進課長

職務代理者のお示しのとおり、この法制化によって、さらに推進をするというものでございます。

青木学校教育部長

この添付しております茨木市共同学校事務室設置要綱(案)につきましては、本日、議決いただいたのちに、細かいものを規定するために個々に添付させていただいているものでありまして、今現在、案という状況になっています。もともと、共同実施で進めておりましたのは、平成26年度に別の共同実施要綱というのを別に作成しておりました、これまではそれにのっかって14中学校区で共同実施を進めてまいったという経過がございます。

前川委員

共同実施のやり方というか中身については、変更はないということでよろしいでしょうか。

梶西学校教育推進課長

中身につきまして、このブロックの分け方といいますか、共同事務室の置く場所に変更になり、さらに今行っております事務の平準化等、さらに進めるというところでは同じ内容のところでございます。

水上委員

質問ではないのですが、私が現場にいた頃から、この一部共同実施というのは実施されていまして、早くきちっとまとまっていければいいなというふうに思っていましたので、やっところこういう形で法的に規定されて、共同学校事務室が設置されるということは大変望ましいことですし、事務の平準化、簡便化、それから教職員との連携がうまくいけば大変うれしいことだなと思っていますので、期待しております。よろしく、やっていただけたらありがたいなと思っています。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。これで、よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時46分)

再 開 (14時46分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第13 議案第19号「茨木市教育施設等使用条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

小田教育総務部長

議案第19号につきまして、議案説明を申し上げます。

本件は、教育施設等の使用について、使用者の利便性の向上を図ること及び空調設備について、使用者が実費を負担することとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、使用料の納期を原則として、教育施設等を使用する日の属する月の翌月末日とする旨に改めるもの、使用者が屋内運動場の空調設備を使用するときは、実費を負担する旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行する旨について定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の一部を改正する規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

前川委員

2点、質問があります。通常、使用料というのは、光熱水費も含めて使用料として計算して請求するものだと思うのですが、これについて、特にこの屋内運動場に係るものに限っては実費負担という、こういう規定になったというのは、どういう理由かというのが、それが1点目です。それと、もう1つは、実際に、この実費負担の請求方法ですね、どういうふうにカウントして、どのように請求するのか、そのことを教えてください。

浅野施設課長

順次、ご答弁申し上げます。

まず、実費負担とすることとした理由でございます。実際に、他市でも体育館に空調を導入している事例も出てきておりまして、ヒアリング等を行ったところ、実費相当分を利用者の方にご負担いただくという市が多かったため、本市もそれに倣った対応をさせていただくということが1点目でございます。

2点目の請求方法につきまして、現在、設計、施工の一括発注ということで、業者に作業を進めていただいている中で、1つ考えておりますのは、箕面市と同じ形になりますが、プリペイドカードを買いまして、体育館でそのカードを入れて空調を動かすというシステムを検討しているところでございます。

岡田教育長

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

休 憩 (14時50分)

再 開 (14時51分)

岡田教育長

それでは、再開いたします。

日程第14 議案第20号「職員人事について」を議題といたします。

前川委員

議案第20号は人事案件のため、非公開でお願いします。

岡田教育長

ただいま前川委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

傍聴者の退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (1 4 時 5 2 分)

再 開 (1 4 時 5 2 分)

<非公開>

岡田教育長

それでは、ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいですか、これで。

(「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和5年第5回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(1 5 時 0 6 分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和5年3月23日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和5年第5回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和5年1月28日～令和5年3月10日

	月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
①	2月11日(土)	子どもセミナー(絵本作り) (参加者:34人)	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
②	2月11日(土)	土曜科学教室 「木の葉の化石を掘り出そう!」 (参加者34人:児童20人、保護者14人)	クリエイトセンター	関係職員	教育センター
③	2月4日(土) 2月18日(土)	子どもセミナー(パステルでキーホルダー作り) (参加者:65人)	上中条青少年センター 各いのち・愛・ゆめセンター	関係職員	社会教育振興課
④	2月18日(土)	子ども向け工作等行事 (参加者:36人)	水尾図書館	関係職員	中央図書館
⑤	2月26日(日)	ふれあい観劇会 (参加者:110人)	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
⑥	3月4日(土)	青少年健全育成研修会 (参加者:71人) ※Zoom参加52人、会場参加19人	上中条青少年センター (Zoom併用)	関係職員	社会教育振興課
⑦	1月28日(土) ～ 3月9日(木)	おはなし会 (開催回数:32回 参加者:1,025人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館